

# 事務監査請求監査結果報告書

日 野 市 監 査 委 員



日 監 第 3 2 号  
平成 2 7 年 5 月 2 8 日

日野市事務監査請求代表者

住 所	氏 名
	様
	様
	様
	様
	様
	様
	様
	様
	様
	様
	様

住 所	氏 名
	様
	様
	様
	様
	様
	様
	様
	様
	様
	様
	様

日野市監査委員 石 田 等

日野市監査委員 池 田 利 恵

日野市事務監査請求の監査結果について

平成 2 7 年 1 月 2 1 日付けで受理した事務監査請求について、地方自治法  
第 7 5 条第 3 項の規定に基づき、監査の結果を別紙のとおり通知します。



## 2 市民参加ゼロの計画です

日野市は、市民参加による環境基本計画で全国に知られてきました。ところが市は「ごみ処理施設建設基本設計書」（基本設計書）を、市民参加ゼロのまま、わずか3カ月で作成、これに従って広域化計画を進めようとしています。

## 3 「ごみゼロ政策」を根底からこわします

日野市は、積極的な市民参加で「ごみゼロ政策」を進め、ごみ減量の成果を上げてきました。しかし「基本設計書」は、市民との約束を破り、プラスチックや生ゴミの分別回収について、先送りしてしまいました。

## 4 市内全域に環境破壊・健康被害が広がる可能性があります

市は「広域化計画」について「プラスチックは燃やさない」（2013年7月市民説明会）と説明してきました。しかし「基本設計書」は、プラスチック焼却などを前提にした高効率発電を計画しています。けれども、プラスチック類の焼却で発生する物質については、科学的にもよく分かっておらず、市内全域に環境破壊・健康被害が広がる可能性があります。

## 5 建設費が倍近くにふくれます

市は、新施設の建設費を104億円と説明してきましたが、「基本設計書」は2倍近い191億円余と見積りました。「ごみ減量政策」を放棄した上でのずさんな見積りというほかに、とうてい認められません。

## 6 法制度・条例に反しています

ごみ処理を定めた「廃棄物処理法」は、環境・健康・ごみの減量などを基本原則とし、「処理施設の周辺地域への配慮」を自治体に義務付けています。日野市のこれまでの条例・計画はこの理念に基づいており、これに反する「広域化計画」は白紙撤回すべきです。

## 第3 監査請求の受理

本事務監査請求（以下「本請求」という。）は、法第75条第1項の規定及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第99条において準用する同令第96条第1項に規定する署名者数が法定数に達しており、かつ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第10条に規定する様式を備えていると認めたので、平成27年1月21日にこれを受理し、同日請求の要旨を日野市監査委員告示第5号により告示するとともに公表した。

## 第4 監査請求受理に至る経過

平成26年10月15日	ごみ処理広域化計画の白紙撤回を求める事務監査請求代表者証明書交付申請書の提出
平成26年10月20日	事務監査請求代表者証明書を交付し、その旨告示
平成26年11月25日	事務監査請求署名簿の受理（選挙管理委員会）
平成26年11月26日	事務監査請求署名簿の審査開始（選挙管理委員会） なお審査期間中に衆議院議員総選挙が実施された
	平成26年12月 2日 公示
	平成26年12月14日 投開票

平成27年	1月	8日	事務監査請求署名簿の審査終了（選挙管理委員会）
			署名簿冊数 1,567冊
			署名総数 11,221人
			有効署名数 10,873人
			無効署名数 348人
			選挙人名簿登録者数 146,699人
			(平成26年12月2日現在)
			有権者総数の50分の1 2,934人
平成27年	1月	9日	事務監査請求署名簿の縦覧（選挙管理委員会）
	～	1月15日	
平成27年	1月	16日	事務監査請求署名簿の返付（選挙管理委員会）
平成27年	1月	21日	事務監査請求書の提出
平成27年	1月	21日	事務監査請求書の受理
平成27年	1月	21日	事務監査請求代表者の住所氏名及び請求の要旨の告示・公表

## 第5 監査の実施

### 1 監査の対象部課

環境共生部クリーンセンター

### 2 監査の期間

平成27年1月21日から平成27年5月25日まで

### 3 事務監査請求の要旨

第2のとおり

### 4 監査の方法

本請求は法第75条に基づく直接請求による事務監査である。従って、監査にあたっては、同法の趣旨に従い、監査の対象部課に対して関係書類及び資料の提出を求め、監査を実施した。

また、法第199条第8項の規定に基づき、関係職員から事情聴取を行うとともに、現地調査を実施した。

#### (1) 対象部課からの関係書類及び資料の提出

平成27年2月16日

#### (2) 関係職員の事情聴取

平成27年2月25日

対象職員 環境共生部長、クリーンセンター長

新可燃ごみ処理施設建設準備室長

施設課長、ごみゼロ推進課長及び各課担当職員

#### (3) 市長の意見聴取

平成27年3月26日

対象 日野市長

#### (4) 現地調査

平成27年2月25日 日野市クリーンセンター及びその周辺

## 第6 監査の結果

平成27年1月21日に受理した本請求における請求の要旨の各項目についての監査結果は、合議により次のとおり決定した。

### 1 請求の要旨1 三市長の「覚書」に反し、地元の声を無視しています

「広域化計画」について2013年に結ばれた三市長による「覚書」は、「地元住民の理解を得て」計画を推進するとしています。

石田地区は長い間、ごみ処理のほか、し尿処理、流域下水道処理場を受け入れ、悪臭・騒音・ばい煙などの被害を受けており、日野市はごみ減量などの「負担軽減」を約束してきました。いま地元住民は「日野市民のごみならともかく、他市のごみまで受け入れることは、がまんできない」と言っています。さらに負担をおしつけるのは約束違反です。

#### (1) 弁明の要旨

平成25年3月13日、三市長による覚書に「日野市、国分寺市及び小金井市は、周辺住民の理解を得て、可燃ごみの広域処理に向けた新施設（平成31年度稼働予定）の建設について、共同で進めるものとする。」と記している。

そして、周辺住民の理解を得るために、平成24年10月より、

- ・クリーンセンター地元環境対策委員会への説明（平成24年10月4日から3回実施）
- ・クリーンセンター周辺住民への説明（平成24年11月27日から平成25年2月23日まで19回実施）
- ・日野市職員によるクリーンセンター周辺住民への戸別訪問による説明（平成24年12月18日から平成25年2月3日まで新石、新井、落川地区全世帯への訪問）
- ・「循環型社会形成推進地域計画」提出にあたってのクリーンセンター周辺の地元への説明（平成25年2月24日から3回実施）
- ・新市長就任後のクリーンセンター周辺の地元との意見交換会（平成25年5月18・19・25日実施）
- ・三市市長による説明会（平成25年6月8・9日実施）
- ・市全域への説明会（平成25年6月から7月まで8中学校区で実施）
- ・クリーンセンター周辺住民へのごみ処理施設建替えに関するよろず相談（平成25年9月1日から10月31日まで土日含む毎日東部会館に於いて実施）
- ・最新施設見学会（平成25年9月24日、10月15・21日実施）
- ・市民向けクリーンセンター施設見学会（平成25年10月16・22・24日実施）
- ・ごみ処理施設建設基本設計・環境影響評価事業に関わる補正予算提出にあたってのクリーンセンター周辺の地元への説明（平成25年11月6・7・11日実施）
- ・広域化に反対する4団体への対応（平成26年4月23日、8月26日に代

表 10 名と市長が面談、6 月 18 日、7 月 31 日に文書回答)

- ・広報（平成 25 年 4 月 15 日・6 月 15 日・8 月 15 日・12 月 1 日、平成 26 年 2 月 1 日・9 月 1 日）の配布
- ・ごみ情報誌エコー（平成 25 年 9 月、平成 26 年 3 月・10 月）の発行
- ・クリーンセンター周辺住民へのクリーンセンターだより（平成 25 年 3 月、平成 26 年 3 月・7 月・8 月）の配布
- ・日野市ホームページへの掲載

等、様々な手段と媒体を通してごみ処理施設の建替え・ごみ処理の広域化に向けた説明をしてきた。

平成 26 年 5 月からは、クリーンセンター周辺の地元である新石自治会ごみ広域化対策委員会と市長・副市長を交えた意見交換を開始し、12 月まで 6 回実施した。また、6 月からは落川地区と市長・副市長を交えた意見交換を開始し、平成 27 年 1 月まで 3 回実施した。さらに、新井自治会地区とも平成 27 年 1 月 18 日より市長・副市長を交えた意見交換を行っている。

これらの意見交換の場では、主に新施設の建替えスケジュール、ごみ処理施設建設基本設計、環境影響評価、可燃ごみ運搬車両の搬入ルート等について説明してきた。

そして、平成 26 年 12 月には、新石自治会ごみ広域化対策委員会から出されていた要望（①施設規模を既存炉の 220t/日に近づける、②煙突の高さを 100m にする、③新施設稼働 30 年後は新石地区には焼却施設を建てない、④マテリアルリサイクルの分別を早期に行う）について、日野市として真摯に受け止めて検討を重ねた結果、日野市の方針を①施設規模を 220t/日に近づけることを基本とする、②煙突の高さを 85m 以上とする、③30 年後は新石地区には焼却施設は建設しない、④マテリアルリサイクルを新施設稼働時に合わせて実施するとした。

このことは、クリーンセンター周辺の地元である、新石自治会地区、新井自治会地区、落川地区に示し、日野市のホームページ等を通じて公表している。新石自治会ごみ広域化対策委員会は一定の理解を示し、新石自治会内で一定の方向性を提示する状況になってきている。

なお、新施設の建設・ごみ処理の広域化については、平成 24 年 12 月第 4 回日野市議会定例会の「行政報告」で報告した後、一般質問などを通じて本会議で説明し、その他、環境まちづくり委員会、一般会計予算特別委員会、一般会計決算特別委員会で審議され、新可燃ごみ処理施設建設・ごみ処理の広域化に関する議案については、すべて議決承認されてきた。

このように、クリーンセンター周辺住民の理解を得るために、可能な限りの丁寧な説明と意見交換を行い、段階ごとに手続きを経てきた。したがって、環境省に「循環型社会形成推進地域計画」の添付資料として提出した覚書に「日野市、国分寺市及び小金井市は、周辺住民の理解を得て、可燃ごみの広域処理に向けた新施設（平成 31 年度稼働予定）の建設について、共同で進めるものとする。」と記したとおり、クリーンセンター周辺住民の理解を得るための対応については、丁寧に行ってきたものと考えている。そして、今後もクリーンセンター周辺住民の要望に可能な限り応えていくよう真摯

に説明・意見交換していく。

(2) 事実関係の確認

①平成25年3月13日、日野市、国分寺市、小金井市の3市長による覚書の内容は、以下のとおりである。

覚書				
日野市、国分寺市及び小金井市は、可燃ごみの広域処理の実現に向け、共同処理を推進するにあたり、覚書を締結する。				
記				
1. 日野市、国分寺市及び小金井市は、周辺住民の理解を得て、可燃ごみの広域処理に向けた新施設（平成31年度稼働予定）の建設について、共同で進めるものとする。				
2. 日野市、国分寺市及び小金井市は、ごみ減量に向けた諸施策を検討するものとする。				
3. 本覚書に疑義が生じた場合は、日野市、国分寺市及び小金井市の協議のうえ決定するものとする。				
平成25年3月13日				
日野市長 馬場弘融 国分寺市長 星野信夫 小金井市長 稲葉孝彦				

②日野市ホームページ「クリーンセンター可燃ごみ処理施設排煙調査結果」によるごみ焼却施設の排出ガス及びダイオキシン類の測定結果は以下のとおりである。

測定項目	単位	1号炉測定値 (平成26年9月1日)	2号炉測定値 (平成27年1月8日)	法規制値
ばいじん量 (12%換算値)	g/m <sup>3</sup> N	0.0015	0.0013	0.08
硫黄酸化物	m <sup>3</sup> N/h	0.29	0.21	32
窒素酸化物 (12%換算値)	ppm	77	90	250
塩化水素 (12%換算値)	ppm	42	39	430
測定項目	単位	1号炉測定値 (平成26年7月1日)	2号炉測定値 (平成26年10月1日)	法規制値
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.0054	0.017	1

※m<sup>3</sup>N（ノーマル立法メートル）とは、標準状態（0℃、1気圧）における気体の体積を表す単位

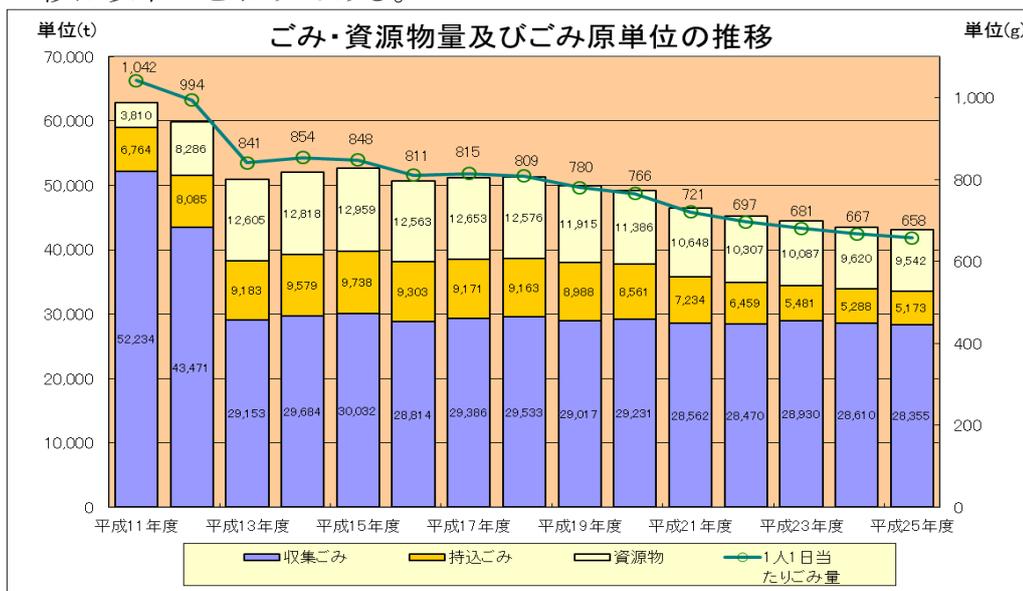
※ppmとは、100万分の1を表す単位

※TEQとは、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンに毒性等価換算したものの

③臭覚測定法試験結果報告書による臭気についての測定結果は以下のとおりである。

試験項目	試験名称	敷地境界 風下	敷地境界 風下	敷地境界 風下	計量方法	定量下限値	単位
	採取年月日及び時間	H26.05.01.10:30	H26.08.07.11:00	H26.12.02.11:18			
臭気指数		10未満	10未満	10未満	平成7年環境庁告示第63号 別表 臭気指数及び臭気排出強度の算定 の方法(環境試料の方法)	10	-

④「日野市の清掃概要」(平成 25 年度版)によるごみ及び資源物量の推移は以下のとおりである。



⑤新井地区「新可燃ごみ処理施設連絡会との意見交換会だより」(平成 27 年 1 月 28 日)に記載されている「ごみ処理施設建設基本設計内容の変更予定項目」については以下のとおりである。

ごみ処理施設建設基本設計書で示した内容に、以下の変更が生じる予定であることを伝えました。

- ①新可燃ごみ処理施設の規模は、現在の焼却施設と同じ 220 t/日に近づける(基本設計書では 250 t/日)
- ②煙突の高さは 85 m 以上とする(基本設計書では 59 m)
- ③新施設稼働に合わせて容器包装プラスチック類を分別する

今後、地元の皆さまの意見も反映していく予定であることを伝えました。  
 なお、基本設計書には記載がありませんが、新施設稼働 30 年後、新石地区には可燃ごみ焼却施設を建設しないことを伝えました。

### (3) 監査委員の判断

平成 24 年 4 月、小金井市、国分寺市から日野市に対し可燃ごみの広域処理について申し入れがあったことを受け、同年 11 月に市が広域化を意思決定し、周辺住民の理解を得るために説明会等を実施してきた。これは、財政負担の軽減、有害排出物の低減、エネルギーの有効活用、環境整備が充実できるなどの理由から、広域化が望ましいとの行政判断であったといえる。

しかし、これまで日野市のごみ行政は、可燃ごみの単独処理施設建替を基本方針として、市民の協力のもとに「ごみゼロプラン」を実施して成果を上げてきた経緯がある。突然の広域化への方向転換は、他市分の負担を押しつけられるのは約束違反であるとする住民の感情は理解できる。

その後、市側は周辺住民に対し、説明会の開催、戸別訪問、三市長による説明会の実施、意見交換会の開催、情報誌・HPなどによる情報提供等様々な手段で説明や意見交換に努めてきた。

これらを受け、本年3月、地元、新石自治会は、総会においてごみ広域化反対活動の終結を決定している。

以上のことから、市側の説明によって周辺住民が広域化について一定の理解を示していることが認められる。

## 2 請求の要旨 2 市民参加ゼロの計画です

日野市は、市民参加による環境基本計画で全国に知られてきました。ところが市は「ごみ処理施設建設基本設計書」（基本設計書）を、市民参加ゼロのまま、わずか3カ月で作成、これに従って広域化計画を進めようとしています。

### (1) 弁明の要旨

平成11年の「日野市環境基本計画」、平成23年3月の「第2次日野市環境基本計画」、平成14年3月の「日野市ごみゼロプラン」、平成21年6月の「第2次日野市ごみゼロプラン」は、それぞれ多くの市民や事業者の参画のもと、市民と事業者と行政との協働によって、日野市の環境やごみ・資源物に関わる計画を策定してきた。「第2次日野市ごみゼロプラン（平成21年6月策定）」は、平成14年に策定された「日野市ごみゼロプラン」を見直したもので、市民、事業者、学生により構成された「ごみゼロプラン見直し会議」を18回開催し計画を策定した。その中で、「循環システム計画」の「その他の計画項目」「埋立処分計画・広域的連携の推進」の中で、「焼却施設などの中間処理についても、今後とも広域的な処理の可能性があるかどうか、随時近隣市との連携、調整を図っていきます。」と記載されている。この内容は平成14年に策定された「日野市ごみゼロプラン」に記述されたものと同様の内容となっている。

さらに、第2次日野市環境基本計画（平成23年3月策定）は、市民、事業者、市職員によるワーキングチームで13回の会議を行い、その後パブリックコメントを実施して、環境審議会を経て策定されている。この中でも、「目標達成に向けた課題」の「ごみ処理・資源循環システムの整備」の中で、「中間処理の広域的な取組の可能性等について、近隣市との連携・調整を検討する。」となっている。

また、第5次日野市基本構想・基本計画（平成23年3月策定）においても、市民、職員による共同チームで延べ18回の会議等を行い、パブリックコメントを実施し、策定している。その中で「自然と調和した環境に優しいまち」に「廃棄物の適正処理」の「現状と課題」として「施設の建替を進め

るに当たっては、効率的な事業実施と地球温暖化対策など循環型社会の形成を推進するため、他の自治体との連携等による広域的な取組みを図ることが必要となっています。」と記述されている。

ごみ処理の広域化については、前述の3つの計画に記述されており、いずれも市民参画で策定されたものである。日野市の考え方は、第5次日野市基本構想・基本計画に記載されているとおり、効率的な事業実施と地球温暖化対策など循環型社会の形成を推進するために、国分寺市、小金井市との三市によるごみ処理の広域化が必要と判断したものである。

そして、平成15年3月の「日野市一般廃棄物処理施設計画」、平成21年3月の「日野市ごみ処理施設建設計画」、平成26年3月の「ごみ処理施設建設基本設計書」は、市民参画で策定された「環境基本計画」や「ごみゼロプラン」で提示された考え方や算出された将来ごみ処理量等を引用して作成している。

「ごみ処理施設建設基本設計書」は、平成25年12月に開催された第4回日野市議会定例会において、ごみ処理施設建設基本設計業務委託の補正予算が議決承認され、平成25年12月26日～平成26年3月28日の工程で作成された。「ごみ処理施設建設基本設計書」の作業期間は3か月と短かったものの、これまでの市民説明を通じて説明・意見交換してきたものが集約されており、施設規模や施設配置、排ガス処理方法等について一定の構想は出来上がっており、短期間での基本設計書作成が可能となったものである。

また、「ごみ処理施設建設基本設計書」は、作成時点での社会情勢や中間処理技術等の動向を勘案し、基本的な事項をとりまとめるものであり、新施設建設に向けては、施設建設・運営事業全体を効率的に実施するための民間活力導入の検討、事業方針の公表等の手続きを経て進めていくので、その都度、見直しを行い、変更等の必要が生じた時点で修正していくものと考えている。その結果、前述の通り、平成26年12月には、施設規模や煙突の高さの見直し等、基本設計内容の一部を修正し、日野市の方針とした。

以上のことから、「ごみ処理施設建設基本設計書」には、これまでの説明会等で得られた市民意見を取り入れたものであり、市民参加型の基本設計書であると考えている。

## (2) 事実関係の確認

### ①「日野市環境基本計画」における市民参画についての記述は以下のとおりである。

この「日野市環境基本計画」を策定するに当たり、その基礎となる骨子を、公募の市民109人からなる市民ワーキングチームが中心となって作成しました。「行政計画の骨格」となるものを市民参画によりつくるということは今まであまり例のないことです。しかし、こと今日の環境問題が、市民が被害者でありながら原因者でもあるという状況に至っては、市民も市と協働して計画づくりに参画し、行動していく必要があります。“私たちがしなければならぬことを私たち自身で決め、そのために必要な仕組みづくりをみんなで決める”ことを掲げ、市民ワーキングチームは発足しました。

平成9年(1997年)10月にスタートした市民ワーキングチームによる検討は、広く

環境を代表できる要素として「大気」「水」「緑」「リサイクル」、日常生活の視点から環境を総合的かつ横断的にとらえる「くらし」の5分科会に分かれて行いました。各分科会ごとに、運営委員として3・4人の「ナビゲーター」が選ばれ、司会進行、資料整理、意見集約等の基本的運営はナビゲーターを中心とした市民が行いました。これに加え、市環境関連課の職員で構成される庁内ワーキングチームも、有志職員を公募し充実を図り、市民ワーキングチームの各分科会に参加するなどサポートしています。

分科会は延べ118回にわたって開催されました。検討は、まず日常感じている環境の現状や課題を挙げていき、私たちが望む将来の姿、そのために必要な施策、「私たちや市、事業者ができることは何か」を話し合い、まとめるという方法で行いました。また、分科会によっては市の現状をよく知るために観察会等を行い、現地を対象を目の前にしながら議論したり、市内の大気汚染の状況を8カ所で測定して(フィルターバッチ方式)、検討の材料としました。

また、分科会ごとに検討されている事項の相互調整や全体の方向性の確認等については、各分科会のナビゲーターにより構成される「ナビゲーター会」を16回開催し、検討しました。そして、各分科会ごとにまとめられた報告を基本計画骨子にまとめる作業チームとして、各分科会から1人が参加する「作業部会」を5回開催し作業に当たりました。

各分科会、ナビゲーター会における検討の経過や結果についてはメンバー全体が会する「全体会」に定期的にかけてられ、メンバー相互の意見交換を図ってきました。

平成10年(1998年)8月にまとめられた市民ワーキングチームによる骨子は、最終的な計画にまとまるまでのさまざまな段階で、その基本的な考え方を活かしながら、行政担当者や学識経験者等の経験とアイデアがさらに結集されました。さまざまな人々、主体が役割分担をすることによりできあがった計画です。

## ② 「ごみ処理施設建設基本設計書」の作成経過については以下のとおりである。

平成25年12月19日	ごみ処理施設建設基本設計業務委託の実施について 起案、決裁
平成25年12月20日	契約依頼書を総務課契約係で受付
平成25年12月25日	ごみ処理施設建設基本設計業務委託契約締結 契約期間 平成25年12月26日から平成26年3月28日まで
平成25年12月26日	委託着手届提出
平成25年12月27日	業務計画書の承諾願提出
平成26年3月28日	委託完了届、業務委託完了報告書提出
平成26年3月28日	行政管理チーム検査員による業務完了検査

## (3) 監査委員の判断

市側は、ごみ処理施設建設基本設計書は、「第2次日野市ごみゼロプラン」「第2次日野市環境基本計画」の策定過程やこれまでの説明会で得られた市民の意見を取り入れたもので、作業期間が3ヶ月と短かったのは、元々一定の構想ができあがっていたからであると説明している。

しかし、この過程を検証すれば、具体的課題である建設計画の基本設計書作成にあたって市民参加を十分に保障したものとはいえないことから、これまで市民と積み重ねてきたごみ行政への信頼に不信が生じたとみることができる。

一方、市側は基本設計書について、その都度見直しを行い、変更の必要が生じた場合は修正する方針を明らかにしている。基本計画公表後、周辺住民の意見を取り入れ、施設規模を当初の 250 t / 日から 220 t / 日に近づける、煙突の高さを 59m から 85m 以上にする、30 年後は新石地区には焼却施設を建設しない、マテリアルリサイクルを新施設稼働時から実施して、燃やすプラスチック類を減らすといった計画の変更等をしたことは、その表れといえる。

上記のことから、現在の基本計画には、周辺住民の意見を反映させていることが認められる。

### 3 請求の要旨 3 「ごみゼロ政策」を根底からこわします

日野市は、積極的な市民参加で「ごみゼロ政策」を進め、ごみ減量の成果を上げてきました。しかし「基本設計書」は、市民との約束を破り、プラスチックや生ゴミの分別回収について、先送りしてしまいました。

#### (1) 弁明の要旨

平成26年3月に作成した「ごみ処理施設建設基本設計書」には、プラスチック類の処理を含めたマテリアルリサイクル施設建設地は、現存の焼却処理施設の解体跡地を予定する記述となっている。

しかしながら、前述の通り、平成26年12月に、「マテリアルリサイクルを新施設稼働時に合わせて実施すること」を日野市の方針として定め、プラスチック類の分別収集については新施設稼働時に合わせて実施する。市民とともに作りあげてきた「ごみゼロ政策」や今まで進めてきた「ごみゼロ」の方針については、ごみ処理の広域化を進めても何ら変わらない。

生ごみの処理については、基本設計書作成時に、バイオガス化、たい肥化、飼料化方式について検討した。たい肥化と飼料化については、処理後の生成物の年間を通じた安定的な需要先の確保が困難であることや近隣の臭気対策の問題等から実現性は低いものと判断し、これらの方式の採用を除外した。また、バイオガス化施設と焼却処理施設のコンバインド方式は、全国での導入実績が少なく安定性が確保できないこと、採用する方式によっては前処理システムの困難性や臭気対策が課題となること等により、バイオガス化方式による生ごみの資源化施設についても除外した。いずれの方式を採用するにしても施設規模の点から、クリーンセンター内の施設整備は難しいものと判断し、基本設計では一連の生ごみ資源化方式の採用を除外した。

可燃ごみの約半分を占めるといわれる生ごみリサイクルについて、現在、日野市では焼却処理量を減じるため、小中学校の給食残渣、スーパー等から排出される食品残渣や多摩川・浅川の河川敷の刈草を民間のたい肥化施設やバイオガス化施設等で処理し、クリーンセンターでの焼却処理量を減じている。また、家庭から排出される生ごみについては、生ごみを循環させる仕組みとして、生ごみの地域内循環と生ごみの家庭内循環を進めている。生ごみの地域内循環の手法としては、市民グループとの協働で、生ご

みの戸別回収を行い、生ごみを畑地に直接投入し、生ごみを発酵分解させる日野第八小学校地区の「せせらぎ農園」への支援を継続している。生ごみの家庭内循環としては、家庭で手軽にできる生ごみリサイクルとして、市民団体や障害者団体と協働して、「ダンボールコンポスト」の開発、製造、販売を実施している。平成23年9月から販売を始め、平成27年1月までに市民の方々に745基の購入をいただいている。このように、可能な限り様々な方法を取り入れながら生ごみリサイクルを進めて生ごみの焼却処理量を減じている。

平成26年度には新たに、市内全郵便局に回収ボックスを置き、郵便はがきの再資源化に取り組んでいる。さらに、現在実施中の「容器包装お返し大作戦」の取り組みでは、平成22年度に、ペットボトルやトレー類の行政回収を2週に1回から4週に1回に減らし、平成21年度に比べて、ペットボトルの約25%減量、トレー類の約30%減量を実現した。現在もこの取り組みを継続し、市民のスーパー等の資源物の回収ボックスへプラスチック類を返す行動が定着しつつあるものと思っている。不燃ごみについては、不燃ごみ袋に入っていた「小規模家電製品」やなべ・フライパンなどの「金属製品」の回収を平成25年4月から始め、不燃ごみを減量し、「小型家電や金属類」のリサイクルに取り組んでいる。

このような「ごみゼロ」へ向けた取り組みについては、引き続き推進し、併せて新たなごみの減量に向けた取り組みについても市民の方々と話し合いながら、積極的に取り組んでいく。なお、平成27年度から見直し作業を開始する「日野市第3次ごみゼロプラン」についても市民参画で取り組み、『ごみゼロ政策』をさらに進めていく。

## (2) 事実関係の確認

- ①「日野市ごみゼロプラン」における「ごみ市民会議」についての記述は以下のとおりである。

「ごみ市民会議」は平成13年6月に発足し、約30名の皆さんが参加しました。会議では市民・事業者のごみの排出状況、ごみ処理施設の現状などを調べながら、平成14年3月までごみゼロプランづくりを進めてきました。  
「市民行動」「事業者行動」「循環システム」の3つの分科会も含め、取りまとめまでに市民会議は延べ50回以上開催されました。

- ②「日野市の清掃概要」(平成25年度版)によるごみ及び資源物量の推移は1 請求の要旨1(2)④に引用のとおりである。

- ③「基本設計書」において、プラスチックや生ゴミの分別回収についての記述については以下のとおりである。

第I章 全体計画  
1. 計画条件の整理  
1. 1 新ごみ処理システムの整理  
本計画の対象施設ごとの事業主体及び事業手法を表1.1.1に示す。  
本計画で整備予定であるエネルギー回収推進施設(以下、「本施設」という。)を整備・

運営するに当たり、3市は今後一部事務組合（以下、「新組合」という。）を設立する予定である。同敷地内に今後整備予定であるマテリアルリサイクル推進施設は、日野市単独による整備・運営とするため、管理棟や出入り口等は分けて考えることを基本とする。

以上を踏まえ、本施設に関しては、3市共同処理による検討とし、マテリアルリサイクル推進施設に関しては、本市単独による検討とする。

また、本施設の事業手法については、建設及び運営管理の効率化等から、DBO方式等によるPFI的手法を検討している。一方、本市単独となるマテリアルリサイクル推進施設の事業手法については、本施設が先んじて整備となるため改めて検討する。

表 1.1.1 事業主体と事業手法

施設	事業主体	事業手法
エネルギー回収推進施設	新組合 (日野市、国分寺市、小金井市)	DBO（公設民営）方式等を検討
マテリアルリサイクル推進施設	日野市単独	未定

### 1. 2 分別区分と収集体制

現在、3市それぞれのごみ処理体制が継続されているため、排出されるごみの分別区分や排出容器、収集・運搬形態の相違を確認する必要がある。相違点がある場合、可燃ごみは広域処理に向けて効率性等を考慮し、分別区分等の統一を図る必要がある。不燃ごみや資源ごみは3市それぞれで処理する計画であるため各市で検討する。

可燃ごみについて、大きな相違が無いことから、基本設計等の検討の前提としては分別区分の統一を図る必要はないと考える。但し、プラスチック製容器包装の分別は、2市は既に実施しているが、本市は今後実施する予定である。本市のプラスチック製品は、現在不燃ごみで区分されており、破碎可燃物として焼却処理をされている分も多い。このことから、今後、本市においてはプラスチック製品を資源として分別収集するものとする。なお、プラスチック製品は、容器包装リサイクル法に基づく「プラスチック製容器包装」以外のプラスチック製品も対象として検討を行うものとする。

- ④新井地区「新可燃ごみ処理施設連絡会との意見交換会だより」（平成27年1月28日）に記載されている「ごみ処理施設建設基本設計内容の変更予定項目」については、1 請求の要旨1（2）⑤に引用のとおりである。

### (3) 監査委員の判断

基本設計書では、立地上の問題から、可燃ごみ処理施設を先行して整備し、マテリアルリサイクル施設は改めて検討するとしていた。しかし、平成26年12月に、焼却施設の規模を縮小し、新施設稼働時に合わせて、容器包装プラスチック類の分別を実施すると設計内容を修正している。

ごみ処理の広域化をしても、市がこれまで進めてきた「ごみゼロ政策」については、変更はないものと認められる。

## 4 請求の要旨4 市内全域に環境破壊・健康被害が広がる可能性があります

市は「広域化計画」について「プラスチックは燃やさない」（2013年7月市民説明会）と説明してきました。しかし「基本設計書」は、プラスチック焼却などを前提にした高効率発電を計画しています。けれども、プラスチック類の焼却で発生する物質については、科学的にもよく分かっておらず、市内全域に環境破壊・健康被害が広がる可能性があります。

## (1) 弁明の要旨

前述したとおり、「マテリアルリサイクルを新施設稼働時に合わせて実施すること」を市の方針とした。したがって、プラスチック類については、新施設の稼働に合わせて分別収集していくので、プラスチック類の可燃性焼却残さは減じられ、現在不燃ごみ処理施設で破碎後に焼却処理されている一部のプラスチック類の資源化（マテリアルリサイクルやケミカルリサイクル）が促進される。

新施設の排出ガスの処理については、説明会等で説明してきたとおり、別表のように全国トップレベルの厳しい排出ガスの基準を設ける。今後東京都環境影響評価条例に基づき、施設の与える環境への影響を調査・予測・評価していくが、環境破壊や健康被害が広がるという恐れは全くないと考えている。

別表 排出ガス自主規制値比較

	法律	現施設の 自主規制値	新施設の 自主規制値
ばいじん g/m <sup>3</sup> N	0.04	0.04	0.005
硫黄酸化物 p p m	約 2,100 ※	30	10
窒素酸化物 p p m	250	150	20
塩化水素 p p m	430	150	10
ダイオキシン類 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	現施設：1 新施設：0.1	0.5	0.01

※硫黄酸化物は、煙突の高さや口径など、施設の仕様に応じて排出量を定める「K値規制方式」がとられている。この数値は、日野市に定められているK値=6.42と、想定される施設の仕様から算出した想定値である。

## (2) 事実関係の確認

- ①平成 25 年 7 月 3 日、日野第三中学校で開催された説明会での環境影響についての質疑応答の記録は以下のとおりである。

Q：大型焼却炉の導入はプラスチックを燃やすことにつながる。日野市のごみ処理行政をひっくり返すことはしないでください。プラスチックを燃やしてはいけません。  
A：（リサイクルできる）プラスチックを燃やす予定はありません。小金井市、国分寺市はすでにプラスチックの分別を行っており、日野市でも分別を進める予定です。

- ②「基本設計書」において、高効率発電を計画している記述については以下のとおりである。

### 2.2 主要設備計画

#### 2.2.1 機械設備計画

##### (3) 燃焼ガス冷却装置

燃焼ガス冷却装置は廃熱ボイラとする。

（ボイラ出口蒸気条件は発電効率 17%以上を確保できる条件とする。）

燃焼ガス冷却装置は、ごみ燃焼後の排ガスを後段の排ガス処理装置が安全かつ効率

よく運転できる温度まで冷却する目的で設置する。

本施設では、ごみの焼却により発生した熱を積極的に有効利用するために廃熱ボイラ式を採用する。

近年では、高効率発電を目的として上記圧力 4MPa、蒸気温度 400℃クラスのもの採用されている事例がある。本施設における廃熱ボイラの蒸気条件は、循環型社会形成推進交付金事業の「高効率ごみ発電施設」の交付要件である発電効率 17%以上を満足できる蒸気条件を基本条件として計画する。

また、最近では、従来の縦型（インテグラルタイプ）より温度管理やダスト除去等の維持管理性に優れた横型（テールエンドタイプ）のボイラを採用している施設も出てきている。本施設では、敷地条件を踏まえ、コンパクトな縦型（インテグラルタイプ）を採用することを原則とする。

表 2.2.11 高効率発電事例（関東地区を抜粋）

自治体名等	施設名	竣工年	施設規模 (t/日)	炉数	蒸気条件		
					圧力 (Mpa)	温度 (°C)	発電効率 (設計値)
ひたちなか市	(仮称) ひたちなか・東海 クリーンセンター	2012 3	220	2	4	425	-
川崎市	川崎市資源化センター (熱回収施設)	2010 3	265	2	4	400	12.6
所沢市	所沢市東部クリーンセンター	2003 3	230	2	4	400	15
流山市	流山市クリーンセンター	2004 2	207	3	4	400	-
東京二十三区 清掃一部事務組合	渋谷清掃工場	2001 7	200	1	4.02	400	12.92
東京二十三区 清掃一部事務組合	多摩川清掃工場	2003 6	300	2	4	400	15.23
東京二十三区 清掃一部事務組合	足立清掃工場	2005 3	700	2	4	400	16.53
東京二十三区 清掃一部事務組合	葛飾清掃工場	2006 12	500	2	4	400	18.58
東京二十三区 清掃一部事務組合	世田谷清掃工場	2007 12	300	2	4	400	16.01
ふじみ衛生組合	(仮称) ふじみ衛生組合 新ごみ処理施設	2013 3	288	2	4	400	-
藤沢市	北部環境事業所 (1号炉)	2007 3	150	1	4	400	20.4
秦野市伊勢原市 環境衛生組合	クリーンセンター建設工事 (熱回収施設)	2012 9	200	2	4	400	-

#### (4) 排ガス処理設備

排ガス処理設備は、減温装置として必要に応じて「水噴霧式」、集じん装置として「ろ過式集じん器」、HCl・SOx 除去設備として「乾式法または湿式法」、NOx 除去設備として「触媒脱硝装置」を採用する。

これまでの検討結果を踏まえ、上記の処理方式を採用し、設定した排ガスの自主規制値を確実に遵守していく。

#### (5) 熱回収設備

発電は復水または抽気式復水の蒸気タービンとし、  
発電機の容量は発電効率が 17%以上確保できる条件とする。

本施設では、焼却に伴い発生する熱を回収し、有効利用する計画である。熱エネルギーの利用方法は、燃焼用空気加熱など施設を稼働させるために活用するとともに、発電及び本施設内の給湯を行うものとする。なお、施設外の施設への供給については、今後の計画と調整を図り決定していくものとする。

##### ①発電

発電は、積極的な余熱利用を計画することから、タービン形式は復水式蒸気タービンまたは抽気式復水蒸気タービンとする。抽気式復水タービンは、一旦タービンに入った蒸気をタービンの途中で一部抜き出して熱供給に利用する方式である。この抽気式復水タービンは、蒸気を抜き出すまではタービン内で蒸気に仕事をさせることがで

きるため、余熱利用量の変動が大きい場合等、抽気なしのタービンに比べて発電量の増加が期待できる。

発電機の容量は、循環型社会形成推進交付金事業の「高効率ごみ発電施設」の交付要件である発電効率 17%以上を目標とすると概ね 4,500kW 以上が必要になると考える。

発電機容量の設定については、可能な限り多くなるように設定する。表 2.2.12 に発電量の試算を示す。なお、当該試算は、時間当たり処理量は定格規模、かつ、ごみ質は基準ごみ質であるため、1 炉運転の場合、時間当たり処理量が低下した場合やごみ質が低下した場合には、発電量は少なくなる場合がある。

表 2.2.12 発電量試算

項目	単位	熱量等	備考
施設規模	t / d	250	
低位発熱量	k J / k g	8,900	基準ごみ
①ごみ入力熱量	GJ/h	92.7	2 炉運転時
②熱回収量	GJ/h	78.8	85% ボイラ熱回収率
③未回収量 (損失)	GJ/h	13.9	=①-②
④場内熱消費量 (空気予熱等)	GJ/h	11.8	15% 全体量に対して
⑤余熱利用可能量	GJ/h	67.0	=②-④
⑥その他施設熱量	GJ/h	1.0	設定値
⑦余熱利用発電使用量	GJ/h	66.0	=⑤-⑥
⑧発電量 (熱量)	GJ/h	16.5	=⑦×25% タービン～発電機効率
発電量	kW	4,583	
発電効率	%	17.8	
場内使用電力	kWh	1,000	設定値
売電量	kWh	3,583	

②その他施設への供給条件

その他施設への熱供給は施設運転時とし、供給熱量については、今後の計画と調整していくものとする。発電と同様に処理量やごみ質により供給量は変動する。

- ③「クリーンセンターごみ処理施設の建て替え(広域化)について」(平成 25 年 6 月発行)において、新しい可燃ごみ処理施設の概要に関する記述については以下のとおりである。

新しい可燃ごみ処理施設の概要

新しい可燃ごみ処理施設は、ごみ発電や温水利用、環境学習機能を備えた施設として計画しています。

施設規模	・ 290 トン/日 (145 トン炉 2 基)
焼却設備	・ ストーカ炉
焼却灰の処理	・ エコセメントとして再利用
熱エネルギーの利用	・ ごみ発電による売電 ・ 温水による熱エネルギーの利用
事業スケジュール	・ 平成 31 年度中の稼働を予定

※循環型社会形成推進地域計画から

- ④新井地区「新可燃ごみ処理施設連絡会との意見交換会だより」（平成27年1月28日）に記載されている「ごみ処理施設建設基本設計内容の変更予定項目」については、1 請求の要旨1（2）⑤に引用のとおりである。

### （3） 監査委員の判断

新しい施設では、現在よりも格段に厳しい排出ガス自主規制値を設定し、広域化によって焼却量が増加しても排出ガス濃度は大幅に減少し、全国トップレベルの排出ガス基準を実施するとしている。さらに、新施設稼働時から容器包装プラスチック類の分別を実施し、環境破壊・健康被害などないように対策をとるとしている。

市には、施設稼働後、排出ガス濃度基準等の規制を厳格に実施して、計測値を定期的に公開し、環境面、健康面において市民が安心して暮らせるよう、万全を期すことを要望する。

## 5 請求の要旨5 建設費が倍近くにふくれます

市は、新施設の建設費を104億円と説明してきましたが、「基本設計書」は2倍近い191億円余と見積りました。「ごみ減量政策」を放棄した上でのずさんな見積りというほかに、とうてい認められません。

### （1） 弁明の要旨

新施設の建設費については、ごみ処理の広域化に向けた説明を開始した当初は、単独処理と広域処理の建設費用の比較を示し、その時点では、単独処理（施設規模146t/日）建設費約82.0億円、広域処理（施設規模290t/日）建設費約104.2億円とした。この時の単独処理での建設費の算出根拠は「平成20年度設計額」、広域処理での建設費の算出根拠は「過去10年間の落札金額の平均」から試算したものである。説明会で市民の方から「それぞれ試算方法が異なるのではないか」とのご意見をいただき、その後、単独処理時に用いた算出方法である「平成20年度設計額」の考え方を広域処理にも適用し、「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き（環境省）」に示されている0.6乗比例に係る経験法則に基づく積算方法を参考にした。そして、簡易的に単独処理の建設費から試算した広域処理の建設費を約123.8億円と修正し説明をしてきた。

その後、平成26年3月の「ごみ処理施設建設基本設計書」作成時にプラントメーカーヒアリングを行い、プラントメーカーから提出された試算額の平均金額として、建設費約191.7億円（消費税10%を含む）を基本設計書に記述している。施設建設費が高騰した理由としては、当初説明してきた約104億円や約123.8億円という金額は、平成20年度の設計額に基づくものであること、また、昨今の建設材料費や人件費の高騰、円安の為替相場等の経済状況を配慮した結果であると考えている。そして、建設費約191.7億円はあくまでもプラントメーカーが算出した平成32年度稼働予定時の建設費の試算額であると考えている。

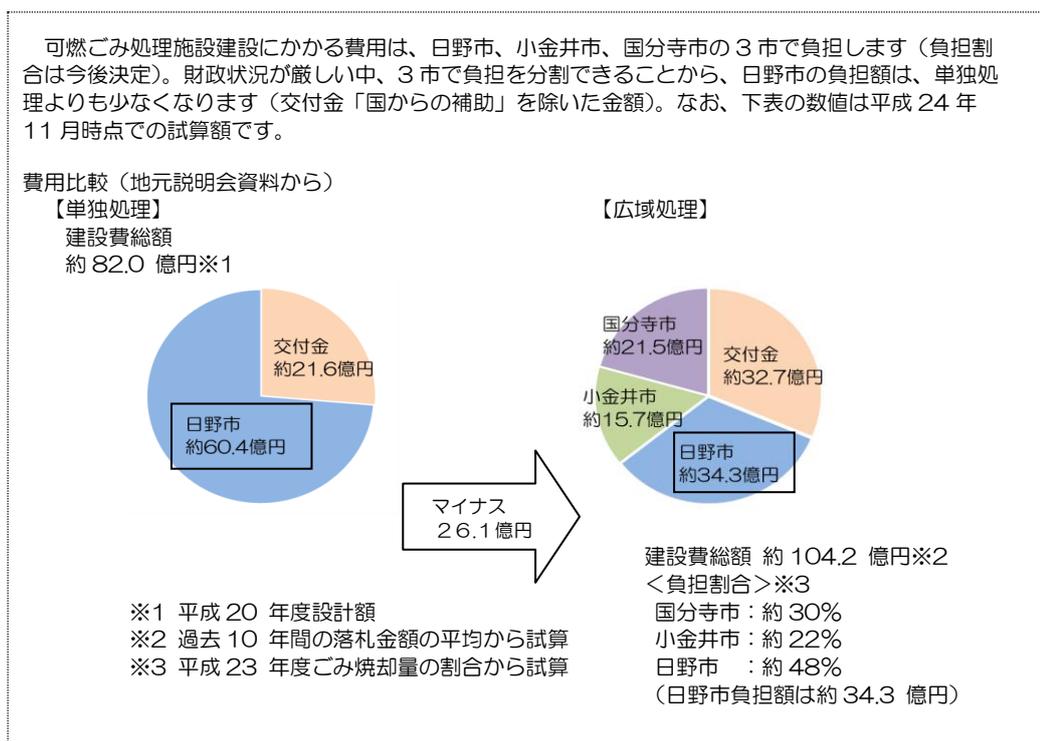
現在の新施設建設に向けたスケジュールでは、平成27年度末頃、入札公告する予定だが、その時点での予定額や平成28年度秋頃事業者選定する際の契約予定額は、2020年東京オリンピック・パラリンピック等の社会情勢や経済動向により変動するものと考えている。

以上のように、手順を踏んで算出された施設建設費の算出については、根拠や妥当性のある試算額であると考えている。

また、「ごみゼロ」に向けた取り組みについては前述のとおりであるが、ごみゼロ社会を目指すために日野市では、「ごみの発生回避と発生抑制」、「資源物としての再使用と再生利用」という基本方針に基づく「ごみ改革」を進め、各種の啓発によるごみの発生回避、発生抑制や家庭や地域での生ごみリサイクルの推進等を実施してきた。今後もごみ減量政策を推進するとともに、地域に密着したより良い新施設建設に向けて努力していく。

## (2) 事実関係の確認

- ①「クリーンセンターごみ処理施設の建て替え(広域化)について」(平成25年6月発行)において、新しい可燃ごみ処理施設の概要の中の建設費用に関する説明については以下のとおりである。



- ②「クリーンセンターごみ処理施設の建て替え(広域化)について」(平成25年6月発行)において、Q&Aの中で建設費用の試算方法を単独処理と同様の考え方で行った場合の記述については以下のとおりである。

費用比較（単独処理と広域処理での試算方法）は以下のとおりです。

- ①単独処理（施設規模 146t/日ー約 82.0 億円）：平成 20 年度設計額
- ②広域処理（施設規模 290t/日ー約 104.2 億円）：過去 10 年間の落札金額の平均から試算

これまでの説明の中で、市民の皆様から「試算方法がそれぞれ異なるのではないかとのご質問をいただいております。

そこで、単独処理時に用いた方法である「平成 20 年度設計額」の考え方を、広域処理時に適用した時の建設費を以下に示します。

広域処理時の建設費	約 123.8 億円
交付金	約 38.5 億円
日野市	約 40.9 億円
小金井市	約 18.8 億円
国分寺市	約 25.6 億円

**[算出方法]**

- ・建設コストは「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き（環境省）」に示されている 0.6 乗比例に係る経験法則に基づく積算方法を参考に、簡易的に単独処理（146t/日）の建設コストから試算しました。

この算出方法によると、建設費用は 104.2 億円から 19.6 億円多く要する結果となりました。日野市が支払う金額としても、約 34.3 億円が約 40.9 億円となり、6.6 億円多く要する結果となります。

※単独と広域化の建設費を比較すれば、広域化の方が施設規模が大きくなることで 1 トンあたりの単価が低減されるので、単独で建設するより、日野市の負担が少なくなります。

③「基本設計書」において、施設規模の設定に関する記述については以下のとおりである。

1.1 施設規模の設定

施設規模は、前章で設定した計画処理量を用いて、環境省通知である「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取り扱いについて」（平成 15 年 12 月環廃対発第 031215002 号）の規模算定式を参考に算出する。ただし、環境省通知において実稼働率（施設の稼働率）は約 76%（280 日/365 日）と示されているが、本計画においては施設の効率を高めるため約 82%（300 日/365 日）とする。

規模算定においては、施設稼働後、7 年間を超えない期間のうち最大の計画年間処理量を処理できる能力を有するものとし、通常のごみ処理対応分に加え災害廃棄物の処理を見込むものとする。

**【算出式】**

施設規模＝計画日平均処理量÷実稼働率（300 日/365 日）÷調整稼働率（0.96）

※実稼働率：施設の点検期間や整備補修期間などの停止日数を除いた稼働割合

※調整稼働率：やむを得ない一時休止のために処理能力が低下することを考慮した係数

施設規模＝ $((64,682\text{t}/\text{年}+7,243\text{t}/\text{年})\div 365\text{日})\div(300\text{日}/365\text{日})\div 0.96=249.7$

※計画年間処理量：64,882 t/年 「第 I 章 4.1 (2) 計画処理量の設定」参照

※災害廃棄物処理量：7,243 t/年 「第 I 章 4.1 (4) ②焼却対象量の見込み」参照

**【施設規模】**

上記の算出式により 『250t/日』 とする。

- ④「基本設計書」において、概算事業費に関する記述については以下のとおりである。

#### 5. 概算事業費

メーカーヒアリングによる技術資料を基にした本施設の概算事業費を表 4.5.1 に示す。マテリアルリサイクル推進施設については、整備時期が異なることから本計画での調査は実施していない。

概算事業費は、約 191.7 億円見込まれる（税率 10%を見込んで算出）。事業者選定時には、物価上昇等も見込まれることから、今後の精査により変動する。

表 4.5.1 概算事業費および年度毎の事業

事業費内訳	単位：千円				
	全体	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
A 社	21,142,000	0	2,114,200	10,571,000	8,456,800
B 社	15,950,000	0	1,595,000	7,975,000	6,380,000
C 社	21,450,000	0	2,145,000	10,725,000	8,580,000
D 社	18,150,000	0	1,815,000	9,075,000	7,260,000
平均	19,173,000	0	1,917,300	9,586,500	7,669,200

### (3) 監査委員の判断

新施設の建設費は、東日本大震災の復興事業や 2020 年オリンピック・パラリンピック開催による、建設資材や人件費の高騰の影響を受けていると考えられており、現段階での見積りを不当とは認められない。

## 6 請求の要旨 6 法制度・条例に反しています

ごみ処理を定めた「廃棄物処理法」は、環境・健康・ごみの減量などを基本原則とし、「処理施設の周辺地域への配慮」を自治体に義務付けています。日野市のこれまでの条例・計画はこの理念に基づいており、これに反する「広域化計画」は白紙撤回すべきです。

### (1) 弁明の要旨

新施設の建設に向けては、クリーンセンター周辺の地元の環境や安全が第一と考えている。そこで、新施設建設やごみ処理の広域化に向けて、クリーンセンター周辺住民の理解を得るために丁寧な説明を行ってきた。そして、クリーンセンター周辺の地元の環境や安全を十分に配慮し、新施設から排出される排出ガスの基準値を全国トップレベルの厳しい基準を設けた施設整備を行う。また、クリーンセンター周辺の地元からの要望でもある可燃ごみの収集運搬車両を、現在の新井橋からクリーンセンターに搬入する浅川ルートを変更し、より住環境に影響の少ない多摩川堤から搬入する多摩川ルート整備を行うこと等、クリーンセンター周辺の地元の環境や安全確保を第一としている。その他、クリーンセンター周辺の地元から出される周辺環境整備の要望に対しては、可能な限り実現に向けて検討していく。

周辺環境整備にあたる費用については、国分寺市と小金井市の二市からの負担によるものとし、日野市内に可燃ごみを搬入し処理する二市にも、

ごみ処理の広域化が与えるクリーンセンター周辺の地元への影響の重要性について、十分な理解と認識がなされるよう三市で連携を強化していく。

また、クリーンセンター周辺に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施し、東京都の条例に基づき、大気汚染、騒音・振動や土壌汚染等、14項目について調査・予測・評価をしていく。環境影響評価の手続きを進めていく上で出された都民意見、関係市長意見、都知事意見等を十分反映し、新施設の建設を進めていく。さらには、新施設が建設された後も事後調査を実施し、施設の与える影響がより小さくなるよう十分に配慮していく。

ごみ処理の広域化を選択した理由としては、

1. ごみ処理施設を集約することで、建設費、維持管理費が単独処理方式で建設するより削減でき、大幅なコスト削減が図られる。
2. 適正な施設規模による高効率な「ごみ発電」が可能となり、エネルギーの有効利用や地球温暖化防止に貢献できる。
3. 安定した燃焼管理、高度な排出ガス処理設備の導入が可能となり、ダイオキシン類の削減・有害物質の低減が図れる。
4. 三市の共同事業により、より充実した周辺環境整備を進めることができる。

などがあげられる。

また、国（環境省）の方針では、

- (1) 燃やせるごみを衛生的かつ効率的に処理する。
- (2) 循環型社会の形成
- (3) 地球温暖化防止に貢献する。

などのことから、広域的視野に立った廃棄物処理システムの改善を勧めている。そして、大規模災害等に備え広域圏で処理体制を築いていく必要性等、廃棄物処理の広域的な連携体制の構築を示している。加えて、国は、高効率な発電を有する施設に対して交付金割合を増やしている。こうしたことにより、日野市ではごみ処理の広域化を進めている。

多摩地域においては、19市3町1村が7施設で可燃ごみの広域処理を実施し、効率的な運営を行っている。また、日野市を含む25市1町では、東京たま広域資源循環組合の構成団体となり、日の出町の二ツ塚最終処分場で焼却灰のエコセメント化と不燃残さの埋立が行われている。

日野市では、「ごみゼロ社会」を目指し、これまで市民・事業者との協働により積極的にごみ減量を進めてきた。小金井市・国分寺市も全国トップクラスのごみ減量を実現させ、平成25年度の全国人口10万人以上50万人未満の自治体でごみ量の少ない順位ではトップが小金井市、3位が日野市、10位が国分寺市となっており、今後も先進的なごみ減量政策に取り組み、三市で徹底したごみの減量を進めていく。このように、徹底的なごみ減量政策を進めているものの、現段階では「ごみゼロ」というところには至っていない。衛生的にも焼却しなければならない可燃性の「ごみ」があり、老朽化した現在の焼却施設を建替え・更新しなければならない。このようなことから、廃棄物処理法の掲げる基本原則や日野市の理念や基本方針に

基づき、新可燃ごみ処理施設の建設、ならびに、ごみ処理の広域化を引き続き進めていく。

新可燃ごみ処理施設の建設、ならびに、ごみ処理の広域化を進めるにあたっては、クリーンセンター周辺地域への配慮を第一に考え、今後もクリーンセンター周辺の地元である新石自治会地区、新井自治会地区、落川地区への丁寧な説明や周辺環境整備についての意見交換を進めていく。

## (2) 事実関係の確認

- ①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における目的規定については以下のとおりである。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

- ②「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める市町村の一般廃棄物処理に関する規定（抜粋）については以下のとおりである。

### 第二章 一般廃棄物

#### 第一節 一般廃棄物の処理

#### (市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

- 2 市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

## (3) 監査委員の判断

新施設の建設にあたって市は、収集車の搬入ルートを変更し、厳しい排出ガス基準を設けるなど、周辺地域への環境、安全に配慮していると認められる。また、東京都の条例に基づき環境影響評価を実施しており、環境に与える影響をより少なくしていくとしている。

市は、今後も周辺地域に対して丁寧な説明や周辺環境整備について意見交換を継続していくと説明しており、法制度・条例に反しているとは認められない。

## 第7 監査委員の意見

事務監査請求の各項目に対する監査結果は以上のとおりである。

平成27年3月29日地元、新石自治会の総会で「反対活動の終結」を決議したこと、5月10日には新石自治会役員ら30人と、日野、小金井、国分寺の3市長との会談がもたれ、広域ごみ処理施設建設が条件付きで容認されたこと、市側が今後も丁寧な説明を心がけ、周辺住民の理解を得られるよう、努力を継続していくとの姿勢であること、以上から、「広域化計画を白紙撤回すべき」とする本事務監査請求の主張については、その理由がないものと判断する。

しかし、本事業における住民との合意形成過程が十分とは言えなかったこと、本請求の有効署名数が10,873名にのぼって、必要署名数の3.7倍にも達したという事実に関して、市はごみ処理広域化計画の進め方について、真摯に反省しなければならないことを示している。

今後、市は住民の理解を得られるよう一層丁寧な説明を心がけて事務の執行にあたりるとともに、当該施設運営に関し積極的に情報提供をするよう要望する。